

京都市強度行動障害児者入所支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市域に居住する強度行動障害があると認められる障害児又は障害者（以下「強度行動障害児者」という。）の住居の確保及び支援環境の向上に資するため、障害者支援施設等に対し、京都市補助金等の交付に関する条例（以下「条例」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (3) 強度行動障害 障害児にあつては、厚生労働大臣が定める基準（平24年厚生労働省告示第270号の第13号）に適合する強度の行動障害を有する者。障害者にあつては、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号の第4号）に適合する強度の行動障害を有する者をいう。

(対象事業)

第3条 次条に規定する施設において、強度行動障害児者を新たに受け入れ、障害福祉サービスを実施する場合に、当該者の介護又は支援に係る課題の解決及び障害に応じた対応のために必要な措置を講じる事業とする。

(対象施設)

第4条 障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所、同条第10項に規定する施設入所支援及び同条第17項に規定する共同生活援助を実施する施設とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、対象施設が新たに強度行動障害児者を受け入れる場合において、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受入後6か月以内に支出した経費のうち、強度行動障害児者の個別の障害に応じて必要となる、修繕費、備品購入費、需用費、役務費、委託料、旅費、使用料及び賃借料並びに受入決定から受入前日までの準備期間に要した経費 受入人数1人当たり30

万円

(2) 生活が安定するまでの間の人的な集中的対応に要する経費とし、支援内容ごとに次のとおりとする。

ア 施設入所支援 1日当たり5千円（上限受入後180日間）

イ 共同生活援助 1日当たり1万円（上限受入後180日間）ただし、体験利用に係る日数は対象外とする。

ウ 短期入所 1日当たり5千円（利用開始から6か月目の日が属する月までの間、月15日以上利用した月の全利用日を対象とする。）

（交付の申請）

第6条 条例第9条の規定による申請は、次の各号に定めるところにより、市長に申請する。

(1) 前条第1号に掲げる経費について、京都市強度行動障害児者入所支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて、申請する。

(2) 前条第2号に掲げる経費について、京都市強度行動障害児者入所支援事業補助金交付申請書（第2号様式）に必要書類を添えて、申請する。

（決定及び通知）

第7条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから14日以内に申請内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、条例第12条第1項又は第2項の通知をする。

（実績報告）

第8条 前条による補助金の交付決定を受けた者は、次の各号に定めるところにより、実績報告書及び請求書を提出し、市長はその請求に基づき補助金を交付する。

(1) 第5条第1号に掲げる経費については、経費を支出した翌月の10日までに実績報告書（第3号様式）及び請求書を合わせて提出する。

(2) 第5条第2号に掲げる経費については、支援をした月の翌月の10日までに実績報告書（第4号様式）及び請求書を合わせて提出する。

2 ただし、本要綱の施行日以前に支出した補助対象経費の請求期日については、前項の規定にかかわらず、令和4年12月末日とする。

（関係書類の整備等）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の収支に係る帳票やその他事業に係る諸記録を整備し、当該経費の経理状況を明らかにしておくとともに、市長が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは補助金の交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金を使用せず、又は補助金交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行し、令和4年4月分の補助金から適用する。